

## 一般財団法人 日本肝臓病対策支援財団

### 助成金取扱規程

#### (目的)

第1条 この規定は、一般財団法人日本肝臓病対策支援財団定款第3条に基づく事業に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付および選考委員会について、必要な事項を定める。

#### (助成金の交付申請手続き)

第2条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付応募申請書一式を一般財団法人日本肝臓病対策支援財団代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

#### (助成金交付への応募対象)

第3条 申請書は以下のいずれかを満たすこと。

肝臓等の研究にあたっている大学、医科大学、研究所、医療機関等に所属する若手研究者(40歳以下)とする。

#### (助成金の交付期間及び額)

第4条 助成金を交付する期間は、原則1年間とする。

2 前項の期間中に交付する助成金の額は、原則として1件に対して100,000円以内とする。

#### (選考委員及び助成金交付決定)

第5条 選考委員の委員は代表理事が委嘱する。

2 選考委員に委員長を1名置く。委員長は委員の中から互選により選出する。

3 助成金は選考委員で決定し、その結果を役員会で報告する。

#### (実績報告書)

第6条 助成金の交付を受けた者は、実施要項に記載の報告書締切日までに研究成果報告書を代表理事へ提出しなければならない。

#### (経理の調査等)

第7条 代表理事は、必要があれば、助成金の交付を受けた者に対し、助成金経理の状況及び研究の状況を調査し、並びに報告を求める事ができる。

(取り消し又は返還)

第8条 次の各号に該当する場合には、代表理事は、助成金の交付を受けた者に対し、助成金の金額もしくは一部を返還させることができる。

- (1) この規定に違反した場合
- (2) この規定に基づき代表理事の指示に違反した場合

(補則)

第9条 この規定の実施のため必要がある事項については、代表理事が別に定める。

第10条 この規定の改廃は、代表理事が行う。

(附則)

この規定は、2020年6月26日より施行する。